

# 防衛北海道

令和2年

6月発行 Vol.70



## 目次

・令和2年度 北部方面隊演習場春季定期整備 .....	2
・北海道大演習場周辺の住宅防音事業について .....	3
・千歳飛行場周辺における移転措置事業のお知らせ .....	4
・防衛省の移転措置事業に係る事業用資産の買換えに ついての課税の特例についてのお知らせ .....	5
・防衛施設と周辺地域との調和を図るために .....	6
・千歳飛行場周辺における国有地の個人・企業等に対する 有償使用許可のご案内 .....	7
・入札・契約情報について .....	8
・令和2年度 自衛官等採用案内 .....	8

## 札幌市のシンボル ライラック

編集・発行

防衛省北海道防衛局広報誌等編集委員会  
札幌市中央区大通西12丁目札幌第3合同庁舎  
Tel.011-272-7579  
<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/>



# 令和2年度 北部方面隊演習場春季定期整備

北部方面隊は、令和2年5月7日（木）から5月16日（土）までの間、北海道内各演習場において令和2年度北部方面隊演習場春季定期整備を行いました。

演習場定期整備は、毎年春と秋に実施しており、矢臼別演習場、北海道大演習場など、道内各地の演習場を整備して訓練基盤を充実させるもので、今回は約11,000名の隊員と車両約3,000両が参加して整備を行いました。



# 北海道大演習場周辺の住宅防音事業について

○北海道防衛局は、平成24年度から北海道大演習場周辺の砲撃音騒音による障害を防止し、または軽減するために、恵庭市及び北広島市の対象区域に所在する住宅に対して、防音工事（住宅防音工事）の助成を行っています。

（平成24年6月29日までに建設された住宅を対象としています。）

○防音工事の概要や事務手続きについては、当局ホームページに掲載しています「住宅防音工事の事務手続きについて演習場周辺（砲撃音）住宅防音工事」をご参照ください。

北海道大演習場住宅防音工事対象区域イメージ図



北海道防衛局ホームページ

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/jyubou/index.html>

これまで住宅防音事業を行ってことがない設計事務所の皆様へ

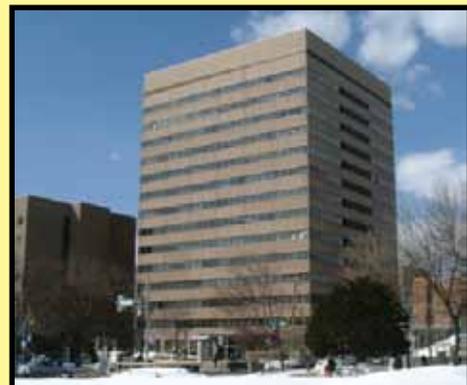
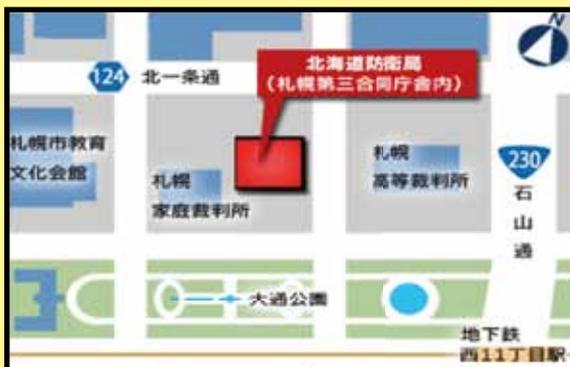
住宅防音事業の更なる促進のため、工事の設計図書の作成や施工監理を請け負っていただける設計事務所の方に、事業の内容等を説明させていただきますので、下記までお問い合わせください。

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 3階

北海道防衛局企画部防音対策課住宅防音係

011-272-7569（直通）



# 千歳飛行場周辺における移転措置事業のお知らせ

北海道防衛局では、移転措置事業として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、千歳飛行場の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい第二種区域を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物等（建物、立竹木、その他土地に定着する物件）や土地について所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を実施しています。

補償の対象となる建物等は、区域指定のときにその区域内に所在するもの、買入れの対象となる土地は、区域指定のときにその区域内に所在し、地目が「宅地」である等の土地です。

※千歳飛行場周辺の第二種区域の指定：昭和47年8月15日  
昭和56年10月31日（一部地域）



対象となる区域は、千歳飛行場の南北を第二種区域として指定しておりますが、広域なため、区域内に所在するか否かや、対象となる建物等や土地であるか否かについては当方で確認させていただきますので、下記のお問い合わせ先へご連絡ください。

その他、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道防衛局企画部防音対策課移転措置係（電話：011-272-7569）

北海道防衛局千歳防衛事務所（電話：0123-23-3145）

# 防衛省の移転措置事業に係る事業用資産の買換え についての課税の特例についてのお知らせ

## 移転措置事業の概要

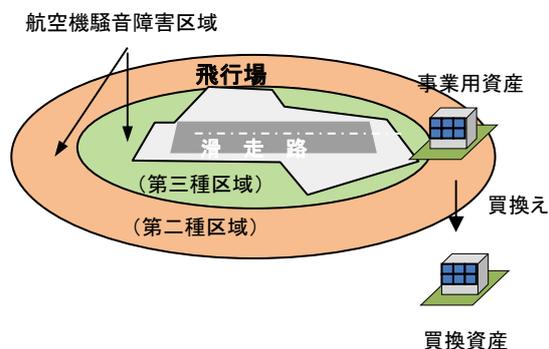
防衛省は、移転措置事業として、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」第5条に基づき、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい第二種区域 ※(航空機騒音障害区域)を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物や土地の所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を実施しています。

※ 第二種区域は、第三種区域を含みます。

## 事業用資産の買換えについての課税の特例の内容

当省の移転措置事業に係る **事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限が延長され、個人（所得税）は令和5年12月31日まで、法人（法人税）は令和5年3月31日までとなりました。また、圧縮割合が80%から70%に変更となりました。**なお、次回は延長されない場合もあることから、利用される場合は、適用期限内の移転をご検討ください。

- 防衛施設周辺の航空機騒音障害区域に所有する事業用資産を譲渡し、航空機騒音障害区域外の資産と買換える場合の譲渡所得の課税の特例
- 譲渡所得について、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の70%を超える金額に対して所得税が課税されるなどの特例



お問い合わせ先

北海道防衛局企画部防音対策課移転措置係（電話：011-272-7569）

北海道防衛局千歳防衛事務所

（電話：0123-23-3145）

# 防衛施設と周辺地域との調和を図るために

## ～民生安定施設整備事業（一般助成）の紹介～ 北海道大演習場周辺ごみ処理施設（焼却処理施設）設置助成事業

防衛省は、防衛施設の設置又は運用により生活又は事業活動が阻害されると認められる場合、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第8条に基づき、民生安定施設整備事業として、地方公共団体が必要な施設の整備を実施するときに、その費用の一部を補助しています。

今回は、民生安定施設整備事業のうち、令和2年4月1日に新施設の落成式が行われた恵庭市のごみ処理施設について紹介します。

今回完成したごみ処理施設は、可燃ごみを適正処理することによって最終処分場への負荷の低減を図り、高温処理による無害化・無臭化、更に熱エネルギーの有効利用を行い、地域住民の生活環境を保全することを目的として、ごみ処理施設の整備事業に対し補助を行いました。

### 【補助事業の概要】

事業年度：平成28年度～令和元年度

補助対象事業費：約37億2千万円

補助額：約18億6千万円（補助率：5/10）

構造：S造 地下1階地上4階建

延床面積：約4,200㎡



### 【市職員の声】

最終処分場へ搬入される廃棄物の量が大幅に減少し、最終処分場の延命化ひいては環境負荷の減少に大きく寄与していることを実感しています。搬入業者においても、これまで最終処分場で一括受け入れだったため、分別に対する意識が低い部分が見受けられましたが、可燃・不燃で搬入施設が変わることで分別が必須となり、意識改革につながっています。

# 千歳飛行場周辺における国有地の個人・企業等に対する有償使用許可のご案内

千歳飛行場の周辺には、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施による音響等に起因する障害の発生を防止等するという行政目的のため、緑地帯や緩衝地帯として防衛省が所有し管理している土地（周辺財産）があります。

当局では、周辺財産の有効活用を図る観点から、土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、新たに個人、企業等に対しても、一定の条件の下、有償での使用許可を行うこととしました。

## 使用許可の前提条件

- 居住の目的では使用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。
- 利用の要望があった場合は、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため公募を行います。

## 使用期間

- 使用許可期間は、原則として5年以内です。  
（国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、一度に限り更新が可能。更新後の使用期間満了後も引き続き要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。）

## 利用方法

- 利用方法としては、駐車場、車両置き場、家庭菜園、物置等の設置、資材置場など

## 使用料

- 使用料は年度ごとの納入となります。

## 利用手続きの主な流れ



○詳しくは、当局ホームページをご覧ください。

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/gyoumu/syutokukanri.html>

お問い合わせ先：北海道防衛局管理部施設管理課  
電話：011-272-7572



# 入札・契約情報について

北海道防衛局では防衛施設関連の工事・業務、その他を発注しており、発注案件は、北海道防衛局ホームページ、札幌第3合同庁舎掲示板で公表しています。

北海道防衛局ホームページURL

<https://www.mod.go.jp/rdb/hokkaido/keiyaku/index.html>

なお、スマホでの入札・契約情報の閲覧については下記のQRコードをご利用ください。



## 令和2年度 自衛官等採用案内



募集種目	応募資格	受付期間及び試験期日	合格発表	待遇・その他
自衛官候補生	18歳以上33歳未満の男女 (32歳の方は、採用予定月の1日から起算して3ヵ月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない方)	受付は年間を通じて行っており、試験期日は受付時にお知らせします。	合格発表日は、試験日にお知らせします。	所要の教育を経て、3ヵ月後に2等陸・海・空士に任用 陸上は1年9ヵ月、海上・航空は2年9ヵ月を1任期として任用(以降2年を1任期)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満の方 (32歳未満の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)	試験期日が7/ 5(日)の方→受付締切6/26(金) 試験期日が7/11(土)の方→受付締切7/ 3(金)	7/22(水)	入隊後2年9ヵ月経過以降選考により3等陸、海、空曹

### 自衛官の給与

(2020年4月現在)

#### 【自衛官候補生の採用当初における給与】

- ◆ 俸給月額  
2士任官時：約17.9万円 ※  
(採用後3ヵ月間の自衛官候補生時は約13.4万円)  
採用1年後：約19.4万円(1士)  
採用2年後：約20.2万円(士長)  
※ 俸給は、学歴・職歴に応じ加算されます。
- ◆ 自衛官任用一時金：約22.1万円
- ◆ 特例の退職手当(陸上自衛官)  
1任期目(2年間)：約 57万円  
2任期目(2年間)：約145万円
- ◆ 賞与(夏冬ボーナス)：俸給月額等の4.45ヵ月分
- ◆ 各種手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、寒冷地手当 等  
営外手当：駐屯地外に居住する曹士自衛官に支給  
6,020円/月が支給
- ◆ 現物給与：営内食事無料、宿舍費(光熱水費含む)無料、被服の支給  
・貸与、自衛隊病院及び医務室における医療費無料
- ◆ 退職手当：退職時の階級・俸給月額、勤続年数、退職理由に応じて支給【一例】曹長の定年退職者1,880万円

## 安心安定の福利厚生

### WLB(ワークライフ・バランス)

#### 【休日・休暇】

有給休暇等：年次休暇(年間24日)、週休2日制  
特別休暇：年末年始・夏季、育児(配偶者出産特別休暇、育児参加特別休暇、子の看護のための特別)・介護等  
勤務時間：フレックスタイム制、早出遅出勤務、チャイルドケア7 等【出産、育児などの家族支援】

- ◆ 庁内託児所  
駐屯地に隣接した託児所を市ヶ谷、陸自4ヵ所(三宿、熊本、真駒内、朝霞)、海自1ヵ所(横須賀)、空自1ヵ所(入間)、防医大の計8ヵ所に設置
- ◆ 緊急登庁支援  
災害派遣などの際の緊急登庁時に、預け先がない子供を駐屯地等にて概ね5日間程度、一時的に預かる制度

◆他の採用種目や詳しい内容は最寄の自衛隊地方協力本部へお問い合わせ下さい。



札幌地方協力本部  
011(631)5472



旭川地方協力本部  
0166(51)6060



函館地方協力本部  
0138(53)6241



帯広地方協力本部  
0155(23)5882